新	IΞ
耐震・環境不動産形成促進事業実施要領	耐震・環境不動産形成促進事業実施要領
一部改正 平成 2 5 年 6 月 2 6 日 環政経発第 1306261 号	一部改正 平成 2 5 年 6 月 2 6 日 環政経発第 1306261 号
環地温発第 1306262 号	環地温発第 1306262 号
一部改正 平成 2 6 年 1 月 2 0 日 環政経発第 1401201 号	一部改正 平成 2 6 年 1 月 2 0 日 環政経発第 1401201 号
環地温発第 1401201 号	環地温発第 1401201 号
一部改正 平成 2 7 年 3 月 2 3 日 環政経発第 1503233 号	一部改正 平成 2 7 年 3 月 2 3 日 環政経発第 1503233 号
環地温発第 1503233 号	環地温発第 1503233 号
一部改正 平成28年1月25日 環政経発第1601251号	一部改正 平成28年1月25日 環政経発第1601251号
環地温発第1601251号	環地温発第1601251号
<u>一部改正</u> 令和 2 年 1 月 2 8 日 環政経発第 2001232 号 環地温発第 2001282 号	
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)
第3 耐震·環境不動産形成促進事業	第3 耐震・環境不動産形成促進事業
1 • 2 (略)	1・2 (略)
3. 投資事業有限責任組合が出資等の対象とする事業の要件	3. 投資事業有限責任組合が出資等の対象とする事業の要件
(1)対象事業	(1)対象事業
① (略)	① (略)
② 事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準	② 事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準

を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業 イ〜ホ (略)

へ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の 促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導 すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環 境省告示第119号)のうち「I.建築物に係るエネ ルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導す べき基準」を満たすこと(ヘルスケア施設の場合又 は現行の耐震基準に適合しない既存建築物の建替え であって、当該既存建築物が、特定地域に存する場 合若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)第7条に規定する要安 全確認計画記載建築物若しくは同法附則第3条第1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物である場 合に限る。)

ト (略)

(2) 対象事業者 (略)

4. (略)

第4 (略)

(別添様式) (略)

を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業 イ~ホ (略)

へ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の 促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導 すべき基準 (平成24年経済産業省・国土交通省・環 境省告示第119号)のうち「I.建築物に係るエネ ルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導す べき基準」を満たすこと(ヘルスケア施設の場合又 は特定地域における現行の耐震基準に適合しない既 存建築物の建替えの場合に限る。)

ト (略)

(2) 対象事業者 (略)

4. (略)

第4 (略)

(別添様式) (略)